

第4条（業務委託料）

事前料金	内 容	金 額
	情報収集費	0円

1. 甲は、乙が本件業務に着手するにあたり、上記金額に消費税を加算した額を締結月翌月末までに乙の指定する銀行口座に支払う。また、その際の振り込み手数料は甲の負担とする。
2. 甲は、乙が紹介した丙を採用し、丙が入社承諾にいたった場合、人材紹介の対価として以下の報酬を支払うものし、報酬にかかる消費税は別途加算する。なお、乙が紹介した丙を甲及び丙の諸事情により一旦不採用としたにも関わらず、再度甲が採用し入社に至った場合も同様の報酬を支払うものとする。

成功報酬 (紹介料)	料 率
	50%

$$\text{成功報酬（紹介料）額} = \text{理論年収}^{\text{※}} \times 50\%$$

※理論年収とは、「丙が甲及び乙へ提出した直近の源泉徴収票、あるいは課税証明書、住民税決定通知書記載の直近給与年収」とする。

支払は丙の入社月の翌月末日までとし、乙より提出される請求書に基づき、乙の指定する銀行口座に支払う。また、その際の振り込み手数料は甲の負担とする。

上記「乙」とは弊社、「甲」とは弊社より採用候補人材の紹介を受けた企業とする